

京都市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月30日京都市条例第 46 号）（文化市民局市民生活部地域づくり推進課）

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の一部改正により、特定非営利活動法人（その事務所が本市の区域内のみに所在するものに限る。以下同じ。）の所轄庁が京都府知事から市長に変更されることに伴い、特定非営利活動促進法施行令及び特定非営利活動促進法施行規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 特定非営利活動法人の設立の認証等に係る申請等

特定非営利活動法人の設立の認証、定款の変更の認証等に係る申請又は届出について、申請書又は届出書に記載すべき事項その他必要な事項を定めることとします。

2 事業報告書、役員報酬規程等の提出

事業報告書、役員報酬規程等の提出を行わなければならない時期について定めることとします。

3 事業報告書、役員報酬規程等の公開

市長に提出された事業報告書、役員報酬規程等の閲覧又は謄写を行うことができる場所については、市長が定めることとします。また、これらの謄写をする者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならないこととします。

4 電磁的記録による作成等

法の規定により特定非営利活動法人が行うべき書面の作成等に関し、書面に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成等を行うことができるもの等について定めることとします。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市特定非営利活動促進法施行条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第46号

京都市特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法施行令及び特定非営利活動促進法施行規則に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設立の認証の申請)

第3条 法第10条第1項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項

ア 名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

イ 定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。

(1) 役員のうち住民基本台帳法の適用を受けるものがある場合にあっては、当該役員
の同法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 役員のうち外国人登録法の適用を受けるものがある場合にあっては、当該役員
の同法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書

(3) 役員のうち前2号に規定する役員以外のものがある場合にあっては、当該役員
の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（当該書面が外国語で作成
されている場合にあっては、当該書面及び翻訳者を明らかにした日本語による翻訳文）

3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他これに類する客観的に明白な誤りであって、申請書及びその添付書類の内容に影響を及ぼさない範囲の

ものとする。

(定款の変更の認証の申請等)

第4条 法第25条第4項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 定款の変更の内容
- (3) 定款を変更しようとする理由

2 前条第4項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備について準用する。

3 法第25条第6項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第5条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の公開)

第6条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、別に定める場所において行わせるものとする。

2 法第30条の規定により謄写をする者は、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証の申請)

第7条 法第34条第5項において準用する法第10条第1項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
 - ア 名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
 - イ 定款に記載された目的

2 第3条第2項及び第3項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面について、第3条第4項の規定は法第34条第

5項において準用する法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備について、それぞれ準用する。

(認定及び仮認定の申請)

第8条 法第44条第2項(法第58条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 設立の年月日
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(認定の有効期間の更新の申請)

第9条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

(役員報酬規程等の提出)

第10条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った場合にあっては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあっては事前に(当該海外への送金又は金銭の持出しが、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 第6条の規定は、法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請)

第12条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項(法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 認定又は仮認定の年月日
- (3) 合併後存続し、又は合併により設立し、及び合併により消滅する特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項
 - ア 名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
 - イ 現に行っている事業の概要（合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを除く。）
- (4) その他市長が必要と認める事項

(電子文書法の適用)

第13条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「読替え後の電子文書法」という。）

第3条第1項に規定する条例で定める保存は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置き
- (2) 法第28条第1項及び第2項の規定による備置き
- (3) 法第35条第1項の規定による備置き
- (4) 法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による備置き
- (5) 法第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置き

2 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第14条の規定による作成
- (2) 法第28条第1項の規定による作成
- (3) 法第35条第1項の規定による作成
- (4) 法第54条第2項から第4項までの規定による作成

3 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第28条第3項の規定による閲覧

- (2) 法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧
- (3) 法第52条第4項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧
- (4) 法第54条第5項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧
- 4 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項に規定する電磁的記録の保存、読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する電磁的記録の作成又は読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合の方法は、別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例において別に定めることとされている事項及び法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)